

(仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)に対する
市民意見公募手続の実施について

尼崎市市民意見聴取プロセス実施要項第7条に基づき、意見公募手続を実施します。

1 公募期間

平成29年9月8日(金)から平成29年9月28日(木)まで(20日間)

2 市民への公表の方法

市報9月号及び市ホームページに掲載するとともに、市役所(障害福祉政策担当)、市政情報センター、各地域振興センター、阪急塚口サービスセンター、園田東会館、中央・北図書館において閲覧できるよう公表資料を配置します。

3 添付資料

(仮称)尼崎市手話言語条例(骨子素案)

以上